

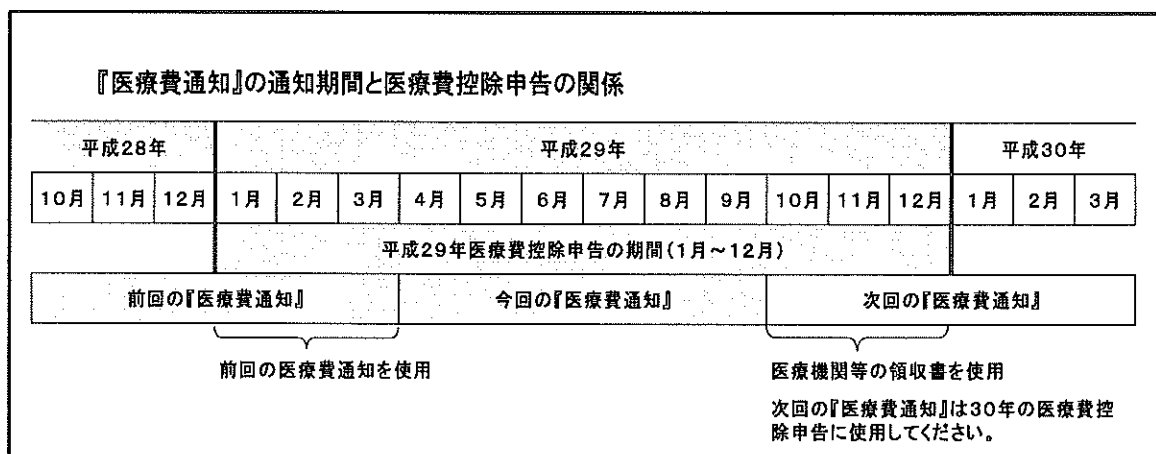
【お知らせ】

医療費通知を活用した医療費控除の申告について

平成29年度税制改正により医療費控除の申告に、保険者から交付された「医療費通知」を活用できるようになりました。（平成29年分の申告から適用されます。）

当組合からお送りしている「医療費の通知」は、国が定める「医療費通知」の要件を満たしていますので、医療費控除の申告に活用できますが、次の点にご注意ください。

- 1 当組合では、「医療費通知」を年2回お送りしています。その区切り（期間）は、①4月～9月診療分（1月送付）、②10月～翌年3月診療分（9月送付）と年度を2分したものになっています。しかし、医療費控除の申告は暦年（1月～12月）ですので、当組合がお送りした「医療費通知」だけでは、1年間（暦年）の医療費の状況を表すことができません。



平成29年分医療費控除申告の際には、①前回お送りした「医療費通知」、②今回お送りした「医療費通知」、③平成29年10月～12月診療分に係る医療機関から発行された「領収書」をご使用ください。

- 2 当組合がお送りしている「医療費通知」は、1回の受診にかかった医療費の総額が2千円未満の場合は、記載されていません。この分の医療費控除を申告する際は、医療機関から発行された「領収書」をご使用ください。
- 3 他の道府県の医療機関での受診や「医療費通知」の医療機関名が空欄になっている部分の医療費については、医療機関から発行された「領収書」をご使用ください。

詳しくお知りになりたい方は、厚生労働省のQ&Aをご覧ください。[\(ここをクリック\)](#)